



たつの市制施行20周年記念 いきいき百歳体操ステップアップ講座・表彰式を開催

高齢者の筋力維持向上につながり、介護予防に効果的な「いきいき百歳体操」を推進しており、ステップアップ講座の開催やこれまで百歳体操に取り組まれた個人、団体を表彰します。

新たにいきいき百歳体操に取り組みたい方、いきいき百歳体操に関心のある方も参加できますので、地域包括支援課にお申し込みください。

- 内 容**
- 健康運動指導士によるいきいき百歳体操スペシャル版についての講座
 - 地域でのいきいき百歳体操の取り組みを手助けするサポーターとしての活動について説明
 - 満90歳および満95歳の方とグループ結成満10年を迎えたグループの表彰式など

開催日・会場・時間 ※各会場の講座はすべて同じ内容です。

- 10月22日(水) 御津やすらぎ福祉会館 2階 10時～12時
- 10月27日(月) 新宮ふれあい福祉会館 2階 10時～12時
- 11月 5日(水) 市役所多目的ホール 13時30分～15時30分

受付時間 各会場開催時間の30分前から受付を開始します。

講 師 健康運動指導士 田口 たえ子さん **参 加 費** 無料

持 ち 物 飲み物、筆記用具、必要な方は老眼鏡等をお持ちの上、運動しやすい服装、靴でご参加ください。

申込期限 各開催日の前日まで **申込・問い合わせ先** 地域包括支援課 (☎64・3125)



国勢調査のご回答はお済みですか

国勢調査は令和7年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人と世帯が対象です。調査の回答期限は10月8日までとなっています。まだ、回答がお済みでない方は、お早めに調査票への記入、提出をお願いします。

調査票はインターネット（スマートフォン、パソコン等から24時間利用できます）、郵送での提出、または回収に訪問した調査員へ提出してご回答ください。

万一、調査票が届いていない場合は、デジタル戦略推進課国勢調査担当まで至急ご連絡ください。

▶ デジタル戦略推進課国勢調査担当 (☎64・3203)、国勢調査コンタクトセンター (☎0570・02・5901)

ご協力
ありがとう
ございます



万博現地レポ@たつの



ぜんぶのいのちと、
ワクワクする未来へ。

8/16・17・23・24 「ひょうご楽市楽座」に 出展

【尼崎万博P&R駐車場隣接地】

地元のグルメや産品が集結する「ひょうご楽市楽座」に出展し、たつの市の特産品販売や地場産品のPRをしました。



8/29 「ひょうごEXPO 41-HYOGO REGIONAL DAY」に出展

【万博会場関西パビリオン内兵庫県ゾーン】

兵庫県内各地の魅力を発信するリージョナルデー「市町の日」に関連し、8月29日を「たつの市の日」として、特産品展示やポスター掲示、PR動画放映などを通じて来場者なたつの市の魅力を発信しました。



9/23 「ひょうごEXPO weekー地球の未来と 生物多様性」シンクロイベントを開催

【兵庫県学校厚生会館】

万博の開催に合わせて、兵庫県が実施する「ひょうごEXPO weekー地球の未来と生物多様性」に関連して、「童謡赤とんぼのアカアカネを復活させよう!」をテーマに、NPO法人たつの・赤トンボを増やそう会の取組紹介や専門家による学習発表、参加者との意見交換会を実施しました。



10月は、「土地月間」です。 土地関係施策についての理解を深めましょう!

土地売買等の届出

一定面積以上の土地の取引をした場合は、国土利用計画法に基づき、権利取得者は契約を締結した日から起算して2週間以内に、市を経由して県知事に届け出なければなりません。

◇届出が必要な面積

区 分	基準面積
市街化区域	2,000㎡以上
市街化区域以外の都市計画区域（市街化調整区域、非線引き都市計画区域）	5,000㎡以上
都市計画区域以外の区域	10,000㎡以上

土地の先買い制度

土地の先買い制度とは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、県や市などが都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するために必要な土地を計画的に取得する制度のことです。

次の土地を譲渡する場合は、譲渡しようとする日の3週間前までに、市に届け出なければなりません。

◇届出が必要な面積

区 分	基準面積
都市計画決定された道路、公園、河川などの区域内の土地 道路法、都市公園法、河川法により計画決定された区域内にある土地等	200㎡以上
市街化区域内の土地	5,000㎡以上
非線引き都市計画区域内の土地	10,000㎡以上

また、次の土地を県や市などに対して買い取りを希望される場合には、市に申し出ることができます。ただし、県や市などが必要と判断した場合のみ買い取ることになります。

◇申出ができる面積

区 分	基準面積
都市計画区域内の土地	200㎡以上
都市計画区域外の都市計画決定された道路、公園、河川などの区域内の土地	

なお、買取協議成立により県や市へ売却した場合、土地の譲渡所得に課される所得税等に関して、特別控除を受けることができます。

特別控除の要件等については、所轄の税務署へ相談してください。

低未利用地譲渡の租税の特例措置

個人が5年以上所有していた次の要件に該当する低未利用地（他の土地と比較すると利用されていない空き地、空き家等）を別の個人に譲渡した場合、租税特別措置法に基づき長期譲渡所得の金額から100万円を控除する制度があります。

なお、制度の適用には他の要件が必要であったり、別の特例措置を受ける場合等に本制度を使用できない場合がありますのでご注意ください。

低未利用地の所在	取引期間	譲渡額
用途地域内の土地	令和5年～令和7年中*	800万円以下
市街化調整区域、または、左記以外の都市計画区域内の土地	令和2年～令和7年中*	500万円以下

※令和7年12月31日までの契約であること

▶ 都市計画課 (☎64・3223)



公用車の売却

西はりま消防組合では、公用車6台を一般競争入札により売却します。

入札に参加できるのは、西はりま消防組合構成市町（たつの市、相生市、宍粟市、太子町および佐用町）内に本店・支店を有する事業者もしくは住民とします。

▶ 西はりま消防本部総務課 (☎76・7119)



詳しくはこちらから

